

新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者となった方の一般外来受診について

オミクロン株の特徴を踏まえ、現在、一般の方の療養期間は8日目で解除となっております。しかし、厚労省の通知^{*}にもあるように10日間が経過するまでは感染リスクが残存することから、重症化リスクの高い方が多く来院される病院では、感染対策について格段の注意が必要であると考えられます。当院では新型コロナウイルス感染症にかかった方及び濃厚接触者となった方の一般外来受診については、以下の通りとさせていただきます。ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

・新型コロナウイルス感染症にかかった方

⇒発症（陽性判明後）から10日経過以降

・新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者となった方

⇒感染者との最終接触日から7日経過以降

例）11/1を発症（最終接触日）とした場合

日数	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
陽性者本人	発症 (検体採取日) 11/1の場合											
		療養期間(11/1～11/8)						感染リスク残存期間 ～11/11			11/12以降 受診可能	
濃厚接触者	最終 接触日 11/10の場合	健康観察期間(11/1～11/6)				感染リスク残存期間 ～11/8			11/9以降 受診可能			

※厚生労働省では「発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後 24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いする。」としています。

以上